



発行 東京都

目次

86

規則

○知事が保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則……………  
……………(生活文化局広報広聴部情報公開課)……………一

規則(教)

○東京都教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則……………四

告示(選)

○東京都選挙管理委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………六

規則(人)

○東京都人事委員会が保有する個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則……………九

告示(監)

○東京都監査委員が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………二

規則(公)

○東京都特定個人情報保護の保護に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………四

告示(労)

○東京都労働委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………七

告示(収用委)

○東京都収用委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………一五

告示(固評審)

○東京都固定資産評価審査委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………三

告示(海区漁調)

○東京海区漁業調整委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………四

告示(内水漁管)

○東京都内水面漁場管理委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………六

規程(交)

○東京都交通局長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………一六

規程(水)

○東京都水道局長が保有する個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程……………二〇

規程(下水)

○東京都下水道局長が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程……………三三

告示(消)

○東京消防庁消防総監が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………三五

規則

知事が保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舩添 要 一

●東京都規則第九十五号

知事が保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報保護等に関する規則(平成三年東京都規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであつて開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして知事が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であつて知事が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記第五号様式の二）とする。

別記第一号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求資格確認欄

改める。

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2（第4条関係）

第 年 月 日 号

決定期間特別延長通知書  
（保有個人情報開示請求）

様

東京都知事



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当 課	電話番号
8 備考	

（日本工業規格A列4番）

原記録十号様式甲

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

のりば。

原記録十五号様式甲

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

- 「 2 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報に特定できるよう具体的に記入してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。
- 「 2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す

る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してくだ

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通

4 ※印欄は、記入しないでください。

別記第十六号様式中「第21条の6第2項」を「第21条の6第1項」に

3 利用停止 (予定) 年月日

3 利用停止年月日

別記第十七号様式中「第21条の6第3項」を「第21条の6第1項」に改める。

1 不服申立てに係る保有個人情報内容及び決定

1 不服申立ての対象となる決定及びその内容

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

規則(教)

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第五十二号

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成三年東京都教育委員

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所(以下「個人識別事項」という。))が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして教育委員会が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれらに類する書類であつて教育委員会が適当と認めるもの(個人識別事項の記載があるものに限る。)(のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報開示請求)(別記第五号様式の二)とする。

別記第一号様式中

請求者本人	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証
確 認 欄	(4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

を

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

改める。

に

別記第五号様式の次に次の一樣式を加える。

第五号様式の2 (第4条関係)

第 年 月 日

決定期間特例延長通知書  
(保有個人情報開示請求)

様

東京都教育委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に關する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当 課	
8 備考	電話番号

(日本工業規格A列 4番)

別記第十七号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

次ぬ。

別記第十五号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

- 「2 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報  
が特定できるよう具体的に記入してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする  
保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す  
る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示して  
ください。
- 4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。
- 「2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする  
保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す

る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示して  
ください。

- 3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

- 4 ※印欄は、記入しないでください。

次ぬ。

別記第十六号様式中「第21条の6第2項」や「第21条の6第1項」に

3 利用  
年月日

停止（予定）

3 利用停止年月日

に

別記第十七号様式中「第21条の6第3項」や「第21条の6第1項」に

1 不服申立てに係る保有  
個人情報の内容及び決定

1 不服申立ての対象と  
る決定及びその内容

に

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示 (選)

東京都選挙管理委員会告示第四百三十号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都選挙  
管理委員会告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都選挙管理委員会

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであつて開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして委員会が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であつて委員会が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記第五号様式の二）とする。

別記第一号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

を

改める。

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

に

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2（第4条関係）

第 年 月 日 号

決定期間特例延長通知書  
(保有個人情報開示請求)

様

東京都選挙管理委員会

印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当 課	電話番号
8 備考	

(日本工業規格A列4番)

別記第十号様式

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

など。

※記述十五の筆名

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

- 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報  
が特定できるよう具体的に記入してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。
- 「 2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す



る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示していただく。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

4 ※印欄は、記入しないでください。

別記第十六号様式中「第21条の6第2項」を「第21条の6第1項」に

3 利用停止 (予定) 年月日 を 3 利用停止年月日 に改める。

別記第十七号様式中「第21条の6第3項」を「第21条の6第1項」に改める。

別記第十九号様式中

1 不服申立てに係る保有個人情報内容及び決定 を 1 不服申立ての対象となる決定及びその内容 に改める。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

### 規則(人)

東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都人事委員会

#### ●東京都人事委員会規則第二十二号

東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成三年人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名及び

住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして委員会が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって委員会が適当と認めるもの(個人識別事項の記載があるものに限る。)のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報開示請求)(別記第五号様式の二)とする。

別記第一号様式中

請求者本人 認 識 欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

を

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

改める。

に

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第五号様式の2 (第4条関係)

第 年 月 日 号

決定期間特例延長通知書  
(保有個人情報開示請求)

様

東京都人事委員会

年 月 日付けの保有個人情報開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報 の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当 課	
8 備考	電話番号

(日本工業規格A列4部)

原記録十七号様式申

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

をぬる。

別記録十五号様式申

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報  
が特定できるよう具体的に記入してください。

3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする  
保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す  
る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してく  
ださい。

4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

5 ※印欄は、記入しないでください。

「 2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする  
保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す

る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してく  
ださい。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

4 ※印欄は、記入しないでください。

をぬる。

原記録十七号様式申「第21条の6第2項」や「第21条の6第1項」に

3 利用停止(予定) 年月日	や	3 利用停止年月日	にぬる。
-------------------	---	-----------	------

別記録十七号様式申「第21条の6第3項」や「第21条の6第1項」にぬる。

別記録十九号様式申

1 不服申立てに係る保有個人 情報の内容及び決定	や	1 不服申立ての対象となる決 定及びその内容	にぬる。
-----------------------------	---	---------------------------	------

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

### 告 示 (監)

#### ●東京都監査委員告示第一号

東京都監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程(平成三年東京都監査委員告  
示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

- 東京都監査委員 山 加 朱 美
- 東京都監査委員 吉 倉 正 美
- 東京都監査委員 友 湖 宗 治
- 東京都監査委員 筆 谷 勇
- 東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであつて開示請求をしようとする者の氏名及び

住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして監査委員が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であつて監査委員が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記第五号様式の二）とする。

別記第一号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

を

改める。

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

に

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第五号様式の2 (第4条関係)

決定期間特例延長通知書  
(保有個人情報開示請求)

様

東京都監査委員

印

号 日  
年 月

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当課	電話番号
8 備考	

(日本工業規格A列4番)

別記第十号様式中

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

を。

原記第十五号様式中

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報  
が特定できるよう具体的に記入してください。

3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

5 ※印欄は、記入しないでください。

「 2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す

る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してくだ  
さい。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

4 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式十七号様式甲「第21条の6第2項」や「第21条の6第1項」

「3 利用停止（予定）」や「3 利用停止年月日」

別記様式十七号様式甲「第21条の6第3項」や「第21条の6第1項」

「1 不服申立てに係る保有個人情報内容及び決定」や「1 不服申立ての対象となる決  
定及びその内容」

附則  
この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

### 規 則 (公)

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を  
公布する。

平成27年12月24日

東京都公安委員会  
委員長 渡 邊 佳 英

#### ●東京都公安委員会規則第15号

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に  
関する規則

(文書等の管理に関する規則の一部改正)

第1条 文書等の管理に関する規則（平成13年3月28日東京都公安委員会規則第5号）  
の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号ア中「又は東京都個人情報情報の保護に関する条例（）」を「、東京  
都個人情報情報の保護に関する条例（）」に、「第12条」の次に「又は東京都特定個人情報  
の保護に関する条例（平成27年東京都条例第141号）第26条」を加え、「又は東京都  
個人情報情報の保護に関する条例第14条第1項」を「、東京都個人情報情報の保護に関する条  
例第14条第1項又は東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第28条第1項」に改め、  
同号イ中「第18条」の次に「又は東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第35条」を  
加え、「同条例第20条第1項」を「東京都個人情報情報の保護に関する条例第20条第1項  
又は東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第38条第1項」に改め、同号ウ中「第21  
条の3」の次に「又は東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第41条」を加え、「同  
条例第21条の6第1項」を「東京都個人情報情報の保護に関する条例第21条の6第1項又  
は東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第44条第1項」に改める。

（東京都公安委員会が保有する個人情報情報の保護等に関する規則の一部改正）  
第2条 東京都公安委員会が保有する個人情報情報の保護等に関する規則（平成18年3月15  
日東京都公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（開示請求書）」に改め、同条中「開示請求」を「開示請求  
書」に改め、「を公安委員会に提出して行うもの」を削る。

第3条中「書類のいずれかであって、開示請求を行おうとする者の氏名及び住所又  
は居所が記載されているもの並びに」を「いずれかの書類及び」に改め、同条各号を  
次のように改める。

(1) 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日  
以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手  
帳、在留カード又は特別永住者証明書

(2) 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これ  
に類する書類であって、氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」と  
いう。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、  
当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の

者であることを確認することができるものとして、公安委員会が適当と認めるもの  
(3) 前2号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類のうち2以上の書類

ア 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

イ 前アに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて公安委員会が適当と認めるもの(個人識別事項の記載があるものに限る。)

第4条第5項中「第14条第7項」を「第14条第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第14条第4項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報開示請求)(別記様式第5号の2)とする。

第5条第1項中「。以下この条において同じ」を削る。

第6条第2項中「1件名」を「1件」に改める。

第7条中「第16条第8号」を「第16条第8号イ」に改める。

第8条の見出しを「(訂正請求書)」に改め、同条中「訂正請求」を「訂正請求書」に改め、「を公安委員会に提出して行うもの」を削る。

第12条の見出しを「(利用停止請求書)」に改め、同条中「利用停止請求」を「利用停止請求書」に改め、「を公安委員会に提出して行うもの」を削る。  
別記様式第1号中

- (1) 運転免許証
  - (2) 旅券
  - (3) 健康保険の被保険者証
  - (4) その他 ( )
- を

に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号中  
「第16条第 号に」を  
「第16条第 号に」に改める。

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

別記様式第5号の2（第4条関係）

決定期間特例延長通知書 (保有個人情報開示請求)  様  東京都公安委員会 印		年 月 日
年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報保護の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。		
1 請求に係る保有個人情報の内容		
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
3 開示請求に係る保有個人情報のうち開示決定等をする部分	年 月 日 から 年 月 日まで	
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分		
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日	
6 東京都個人情報保護の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由		
7 連絡先	電話番号	内線
8 備考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第11号中

「(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )」を

「  
」に改める。

別記様式第16号中

「(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )」を

「  
」に、

「2 利用停止請求の趣旨欄は、利用停止請求を行おうとする保有個人情報が特定できるよう具体的に記載してください。」

3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示し

てください。  
4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。」

5 受付処理欄及び備考欄は、記載しないでください。  
「2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示し  
てください。  
に改

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。」

4 受付処理欄及び備考欄は、記載しないでください。」



める。

別記様式第17号中

3 利用停止 (予定) 年月日	年 月 日	を
3 利用停止年月日	年 月 日	に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

### 告 示 ( 労 )

#### ●東京都労働委員会告示第五号

東京都労働委員会が保有する個人情報保護に関する規程（平成三年東京都地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都労働委員会

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであつて開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして委員会が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であつて委員会が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記第五号様式の二）とする。

別記第一号様式中

請求者本人 確 認 欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )	を
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )	

請求者本人 確 認 欄		に
請求資格確認欄		

改める。

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第五号様式の2（第4条関係）

<p style="text-align: center;">決定期間特例延長通知書 (保有個人情報開示請求)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">東京都労働委員会 <span style="float: right;">印</span></p>		第 年 月 日 号 日
<p>年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次とおり開示決定等の期間を延長したので通知します。</p>		
1 請求に係る保有個人情報の内容		
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分		
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日	
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由		
7 担当 課		
8 備考	電話番号	

(日本工業規格A列4番)

別記第十号様式

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )
請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

さる。

張記第十号様式

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )
請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

- 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報  
が特定できるよう具体的に記入してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。
- 「 2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す

る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してくだ  
さい。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

4 ※印欄は、記入しないでください。

別記第十六号様式中「第21条の6第2項」や「第21条の6第1項」に

「3 利用停止 (予定) 年月日」や「3 利用停止年月日」に改める。

別記第十七号様式中「第21条の6第3項」や「第21条の6第1項」に改める。

別記第十九号様式中「1 不服申立てに係る保有個人情報内容及び決定及びその内容」に改める。

象となる決  
に改める。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示 (収用委)

●東京都収用委員会告示第一号

東京都収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程 (平成三年東京都収用委員  
会告示第一号) の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都収用委員会

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名及び  
住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及

び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書 (交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに  
限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カー  
ド、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しく  
はこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日若しくは住所 (以下「個人識  
別事項」という。)) が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置  
によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個  
人と同一の者であることを確認することができるものとして委員会が適当と認める  
もののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険  
者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共  
済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養  
手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若し  
くは発給された書類又はこれに類する書類であって委員会が適当と認めるもの (個  
人識別事項の記載があるものに限る。) のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六  
項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第五  
項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第  
四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書 (保有個人情報開  
示請求) (別記第五号様式の二) とする。

別記第一号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

を

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

改める。

に

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第五号様式の2(第4条関係)

決定期間特別延長通知書  
(保有個人情報開示請求)

第 年 月 日

様

東京都収用委員会



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当課	
8 備考	電話番号

(日本工業規格A列4番)

別記第十五号様式 中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

をぬる。

別記第十五号様式 中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報  
が特定できるよう具体的に記入してください。

3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする  
保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す  
る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してく  
ださい。

4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

5 ※印欄は、記入しないでください。

2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする  
保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す

る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してく  
ださい。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

4 ※印欄は、記入しないでください。

をぬる。

別記第十六号様式中「第21条の6第2項」や「第21条の6第1項」に

3 利用停止 (予定) 年月日	や	3 利用停止年月日	にぬる。
--------------------	---	-----------	------

別記第十七号様式中「第21条の6第3項」や「第21条の6第1項」にぬる。

別記第十九号様式中	1 不服申立てに係る保 有個人情報の内容及び 決定	や	1 不服申立ての対象と なる決定及びその内容
-----------	---------------------------------	---	---------------------------

にぬる。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示 ( 固 評 審 )

●東京都固定資産評価審査委員会第一号

東京都固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程 (平成三年東  
京都固定資産評価審査委員会告示第三号) の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都固定資産評価審査委員会

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであつて開示請求をしようとする者の氏名及び  
住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及  
び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして委員会が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であつて委員会が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記第五号様式の二）とする。

第四条の二を削る。

第五条第三項中「又は視聴」を削る。

別記第一号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格者確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

を

改める。

請求者本人 確認欄	
請求資格者確認欄	

に


別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2 (第4条関係)

第 年 月 日

決定期間特例延長通知書  
(保有個人情報開示請求)

様

東京都固定資産評価審査委員会 

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当 課	電話番号
8 備考	

(日本工業規格A列4番)

別記第十号様式中

請求者本人欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証
請求資格確認欄	(4) その他 ( ) (1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人欄	
請求資格確認欄	

別記第十五号様式中

請求者本人欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証
請求資格確認欄	(4) その他 ( ) (1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人欄	
請求資格確認欄	

「2 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報がある特定できるよう具体的に記入してください。

3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

5 ※印欄は、記入しないでください。

「2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めるとあります。

4 ※印欄は、記入しないでください。

別記第十六号様式中「第21条の6第2項」を「第21条の6第1項」に

「3 利用停止 (予定) 年月日」を「3 利用停止年月日」に改める。

別記第十七号様式中「第21条の6第3項」を「第21条の6第1項」に改める。

別記第十九号様式中

「1 不服申立てに係る保有個人情報の内容及び決定」を「1 不服申立ての対象となる決定及びその内容」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

### 告 示 (海区漁調)

#### ●東京海区漁業調整委員会告示第一号

東京海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京海区漁業調整委員会

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに

限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日若しくは住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして委員会が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって委員会が適当と認めるもの(個人識別事項の記載があるものに限る。)のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報開示請求)(別記第五号様式の二)とする。

別記第一号様式中

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

改める。



別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2 (第4条関係)

第 年 月 日 号

決定期間特例延長通知書  
(保有個人情報開示請求)

東京海区漁業調整委員会



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に因する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 事務局	電話番号
8 備考	

(日本工業規格A列4番)

別記第十号様式中

請求者本人欄	(1) 運転免許証	(2) 旅券	(3) 健康保険の被保険者証
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本	(2) その他( )	

請求者本人欄	
請求資格確認欄	

なお、原記第十五号様式中

請求者本人欄	(1) 運転免許証	(2) 旅券	(3) 健康保険の被保険者証
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本	(2) その他( )	

請求者本人欄	
請求資格確認欄	

「2 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報がある特定できるよう具体的に記入してください。

3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

5 ※印欄は、記入しないでください。

「2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めるとあります。

4 ※印欄は、記入しないでください。

別記第十六号様式中「第21条の6第2項」を「第21条の6第1項」に改める。

3 利用停止 (予定) 年月日

を

3 利用停止年月日

に改める。

別記第十七号様式中「第21条の6第3項」を「第21条の6第1項」に改める。

別記第十九号様式中

1 不服申立てに係る保有個人情報の内容及び決定

を

1 不服申立ての対象となる決定及びその内容

に改める。

附則  
この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

### 告 示 (内水漁管)

#### ●東京都内水面漁場管理委員会告示第一号

東京都内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程 (平成三年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号) の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都内水面漁場管理委員会

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書 (交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに

限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日若しくは住所 (以下「個人識別事項」という。) が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして委員会が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって委員会が適当と認めるもの (個人識別事項の記載があるものに限る。) のうちからいずれか一つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書 (保有個人情報開示請求) (別記第五号様式の二) とする。

別記第一号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証
請求資格確認欄	(4) その他 ( ) (1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

改める。

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2 (第4条関係)

第 年 月 日

決定期間特例延長通知書  
(保有個人情報開示請求)

様

東京都内水面漁場管理委員会



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 事務局	電話番号
8 備考	

(日本工業規格A列4番)

別記第十号様式

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

ひき。。

原記第十五号様式

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証
請求資格確認欄	(1) その他 ( ) (2) 戸籍謄本 (3) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

「2 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。

3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

5 ※印欄は、記入しないでください。

「2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めるとあります。

4 ※印欄は、記入しないでください。

別記第十六号様式中「第21条の6第2項」を「第21条の6第1項」に改める。

3 利用停止 (予定) 年月日	を	3 利用停止年月日	に改める。
-----------------	---	-----------	-------

別記第十七号様式中「第21条の6第3項」を「第21条の6第1項」に改める。  
別記第十九号様式中

1 不服申立てに係る保有個人情報の内容及び決定	を	1 不服申立ての対象となる決定及びその内容	に改める。
-------------------------	---	-----------------------	-------

附則  
この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

### 規 程 (交)

#### ●交通局規程第七十五号

東京都交通局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局長が保有する個人情報の保護等に関する規程 (平成三年交通局規程第二十一号) の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名及び

住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書 (交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日若しくは住所 (以下「個人識別事項」という。) が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして局長が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって局長が適当と認めるもの (個人識別事項の記載があるものに限る。) のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書 (保有個人情報開示請求) (別記第五号様式の二) とする。

第五条第四項を削る。

別記第一号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )	を
--------------	---	---

請求資格確認欄 (1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

改める。

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

に

第5号様式の2 (第4条関係)

第 年 月 日 号

決定期間特例延長通知書  
(保有個人情報開示請求)

様

東京都交通局長

印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報 の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当 職	電話番号
8 備考	

別記第十号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

を

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

に

改める。

別記第十五号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

を

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

に

- 「2 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報  
が特定できるよう具体的に記入してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする  
保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す  
る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示して  
ください。
- 4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。
- 「2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする  
保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す

る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示して  
ください。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

4 ※印欄は、記入しないでください。

改める。

別記第十六号様式中「第21条の6第2項」や「第21条の6第1項」に

「3 利用停止（予定）年月日」や「3 利用停止年月日」に改める。

別記第十七号様式中「第21条の6第3項」や「第21条の6第1項」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第五十号

東京都水道局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次  
のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都水道局長 醍 勇 司

東京都水道局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する

規程

東京都水道局長が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都水道局管理  
規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名及び  
住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及  
び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに

限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして局長が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれらに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれらに類する書類であつて局長が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求書）（別記第五号様式の二）とする。  
 第五条第四項を削る。

別記第一号様式中

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

を

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

に

改める。

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2(第4条関係)

<p style="text-align: center;">決定期間特例延長通知書 (保有個人情報開示請求)</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">東京都水道局長 印</p> <p>年 月 日付けの保有個人情報開示請求に対して、東京都個人情報保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。</p>	
1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当課	電話番号
8 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第十号様式中

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

である。

第15号様式

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人確認欄	
請求資格確認欄	

「2 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。

3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

5 ※印欄は、記入しないでください。

「2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。



3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

4 ※印刷は、記入しないでください。

別記第十六号様式中「第21条の6第2項」を「第21条の6第1項」に、

3 利用年月日

停止(予定)

を 3 利用停止年月日 に改める。

別記第十七号様式中「第21条の6第3項」を「第21条の6第1項」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第四十号

東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程(平成三年東京都下水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げる書類のいずれかであつて開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及び」に改め、同条各号を次のように改める。

一 個人番号カード

二 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして局長が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

三 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれらに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であつて局長が適当と認めるもの(個人識別事項の記載があるものに限る。)のうちからいずれか二つ

第四条第五項中「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十四条第四項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報開示請求)(別記第五号様式の二)とする。

第五条第四項を削る。

別記第一号様式中

請求者本人 確 認 欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他( )
請求資格確 認 欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他( )

請求者本人 確 認 欄	
----------------	--

に

を

請求資格確認欄

改める。

別記第五号様式の次に次の一樣式を加える。

第5号様式の2 (第4条関係)

第 年 月 日 号

決定期間特例延長通知書  
(保有個人情報開示請求)

様

東京都下水道局長



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による法定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当課	
8 備考	電話番号

(日本工業規格A列4番)

原記録十七号様式甲

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

原記録十五号様式甲

請求者本人 確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他 ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他 ( )

請求者本人 確認欄	
請求資格確認欄	

- 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報  
が特定できるよう具体的に記入してください。
- 2 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報  
が特定できるよう具体的に記入してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする  
保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す  
る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示して  
ください。
- 4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする  
保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明す

る書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示して  
ください。

- 3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通  
知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。

原記録十七号様式甲「第21条の6第2項」や「第21条の6第1項」に  
 「3 利用停止(予定) 年月日」や「3 利用停止年月日」を記入。  
 年月日

原記録十七号様式甲「第21条の6第3項」や「第21条の6第1項」に  
 「3 利用停止(予定) 年月日」や「3 利用停止年月日」を記入。  
 年月日

### 出 示 (消)

#### ●東京消防庁告示第8号

東京消防庁消防総監が保有する個人情報の保護に関する規程(平成11年12月東京消防  
庁告示第10号)の一部を次のように改正する。

平成27年12月24日

東京消防庁  
消防総監 高 橋 淳

第3条中「次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名及び  
住所又は居所が記載されているもの並びに」を「次の各号のいずれかに掲げる書類及  
び」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限  
る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、  
特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこ

れに類する書類であって、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして消防総監が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

(3) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって消防総監が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ

第4条第5項中「第14条第7項」を「第14条第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第14条第4項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記第5号様式の2）とする。

別記第1号様式中

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証	(2) 旅券	(3) 健康保険の
	被保険者証	(4) その他（	）
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本	(2) その他（	）
請求者本人確認欄	に		
請求資格確認欄	改める。		

別記第5号様式の2として次の1様式を加える。

第5号様式の2（第4条関係）

第 年 月 日 号  
 決定期間特例延長通知書  
 （保有個人情報開示請求）

様

東京消防庁  
 消防総監



年 月 日 付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報内容	
2 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京都個人情報の保護に関する条例第14条第4項を適用する理由	
7 担当課	電話番号
8 備考	

別記第10号様式中

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 被保険者証	(2) 旅券 (4) その他 ( )	(3) 健康保険の ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本	(2) その他 ( )	

を

請求者本人確認欄			
請求資格確認欄			

に

改める。

別記第15号様式中

請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 被保険者証	(2) 旅券 (4) その他 ( )	(3) 健康保険の ( )
請求資格確認欄	(1) 戸籍謄本	(2) その他 ( )	

を

請求者本人確認欄			
請求資格確認欄			

に

- 「2 「利用停止請求の趣旨」欄は、利用停止請求をしようとする保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。

を

- 「2 法定代理人による請求又は死者に関する情報のうち、請求者を本人とする保有個人情報と認められるものの請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。」

に改め

る。

別記第16号様式中「第21条の6第2項」を「第21条の6第1項」に、

「3 利用停

止(予定)年月日

」を「3 利用停止年月日

」に改める。

別記第17号様式中「第21条の6第3項」を「第21条の6第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001